

改正

平成17年7月1日条例第64号

平成18年12月21日条例第71号

平成26年3月20日条例第17号

新潟市山の下みなとタワー展望展示室条例

(設置)

第1条 港に関する知識を広め、みなとまち新潟に対する親しみを深めることを目的として、新潟市山の下みなとタワー展望展示室（以下「展望展示室」という。）を新潟市東区臨海町4914番地580に設置する。

(開館日及び開館時間)

第1条の2 展望展示室は無休とし、開館時間は次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

期間	開館時間
4月1日から5月31日まで	午前9時から午後7時まで
6月1日から8月31日まで	午前9時から午後7時30分まで
9月1日から9月30日まで	午前9時から午後7時まで
10月1日から3月31日まで	午前9時から午後5時30分まで

(行為の禁止)

第2条 展望展示室を利用するもの（以下「利用者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設若しくは設備又は展示物を破損し、又は汚損すること。
- (2) 営利を目的とする行為をすること。
- (3) 他のものに迷惑となる行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が展望展示室の管理上支障があると認める行為をすること。

(利用の許可)

第3条 利用者のうち、集会、展示会その他これらに類する催しにより展望展示室の一部を独占し

て利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の利用の許可を受けたもの（以下「許可利用者」という。）がその許可を受けた事項を変更しようとする場合は、市長の変更の許可を受けなければならない。

3 市長は、第1項に掲げる利用が、市民の展望展示室の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。

（許可の条件）

第4条 市長は、この条例の規定による許可に展望展示室の管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

（利用の取止めの申出）

第5条 許可利用者は、その利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

（許可外の利用の禁止）

第6条 許可利用者は、展望展示室をその許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させることができない。

（許可の取消し等）

第7条 市長は、次の各号の一に該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは展望展示室からの退去を命じることができる。

（1） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの

（2） この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの

（3） 偽りその他不正手段により許可を受けたもの

2 市長は、展望展示室の管理上特に必要があると認める場合は、利用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

（使用料）

第8条 許可利用者は、別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

（使用料の徴収時期）

第9条 使用料は、市長が第3条第1項に規定する利用を許可するときに徴収する。ただし、市長は、必要があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

（使用料の免除）

第10条 市長は、規則で定める特別な理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を免

除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、施設若しくは設備又は展示物を破損し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年5月19日から施行する。

附 則 (平成17年条例第64号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

附 則 (平成18年条例第71号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第17号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表 (第8条関係)

許可利用の使用料

単位	金額 (円)
1日1平方メートル	10

備考

1 使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数の面積は1平方メートルと

して計算する。

- 2 1日とは同一の日における開館から閉館までの間をいう。
- 3 利用の時間が1日に満たない場合は、1日として計算する。